

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

当会発足時よりみなさまのご支援・ご協力を賜り、全国で7団体目の「適格消費者団体」として3月に認定されました。今後もこれまでの活動を大切にし、消費者団体や行政とのネットワークをさらに強め消費者の利益や権利が確保される社会へむけて活動していきます。つきましては特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づいて、第6回総会を下記のように開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

〈正会員の皆様へのご案内〉

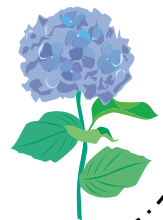
正会員の皆様には、6月中旬を目処に、別途、正式なご案内状と議案書ならびに参加連絡表をお送りしますので、その参加連絡表にて、ご出欠ならびに書面議決書のご連絡をくださいますようお願いいたします。

〈賛助会員の皆様へのご案内〉

賛助会員の皆様には、議案書をお送りします。総会の傍聴をご希望の方は、事務局まで、ファックスでご連絡くださいますようお願いいたします。

第6回総会開催について

1. 日時：2009年 6月29日（月） 10：45～12：30
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第13集会室（浦和パルコ9階）
3. 議事
第1号議案 2008年度事業報告ならびに
会計収支決算承認の件
監査報告
第2号議案 役員補充の件
報告 第1回理事会報告
2009年度事業計画と会計収支予算
2008年度寄付報告
活動委員会の活動報告
活動委員紹介



記念講演

11:30～12:30

「差止対象になる景品表示法と特定商取引法について」

講師：長田 淳 氏（弁護士）

適格消費者団体認定記念シンポジウムを開催しました

去る4月23日に適格消費者団体の認定を記念して、浦和ワシントンホテル(さいたま市)において開催しました。当日は、埼玉県、八潮市、狭山市消費者センターをはじめ、消費者機構日本、日本生協連、事業者、県内の消費者団体、生協、報道関係、なくす会の会員など88人の皆さまが参加されました。「第1部」を内閣府と当会副理事長池本弁護士による2つのセミナーと質疑応答、「第2部」の記念懇親会(立食)では、参加した皆さまと当会の役員・委員との交流を兼ねてお祝いいただきました。

□開会の挨拶(石川理事長)

当会は、埼玉県消費生活コンサルタントの会、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、消費者団体や会の最大の特徴である活動委員さんの地道な調査活動などで支えられています。野田大臣より認定書の授与に際し頂いた「埼玉消費者被害をなくす会は地域に根付いた適格消費者団体である」というキーワードを今後も大切にしていきたい。



□記念講演

□セミナー講演Ⅰ「消費者団体訴訟制度の今、そしてこれからの展望」

～消費者、事業者が知っておきたいこと～

講師：鈴木敦士内閣府国民生活局消費者団体訴訟室課長補佐



消費者団体訴訟制度が、景表法と特商法へも差止めの対象を広げました。差止めについては、申し入れなどにより、訴訟に至らないで解決する事例が多くあります。ここにも皆さんの出番があります。しかし、差止訴訟は1団体が起こした訴訟の判決が確定すると、他の団体は差止請求ができなくなりますので、他の6つの適格消費者団体と連携を取り、効率的に進めて欲しいと思います。今後の課題は「損害賠償請求の検討」「差止請求の対象行為の拡大」「適格消費者団体の活動資金の確保、情報提供」などですが、平成

20年の改正時に附帯決議がなされているほか、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則にも検討すべきこととされています。

□セミナー講演Ⅱ「消費者被害の防止と消費者団体の役割」

講師：池本誠司埼玉消費者被害をなくす会副理事長

現代の消費者被害は目に見えず、個々の消費者では手に負えません。行政による被害の防止こそ大切です。原因の究明より「被害情報の断片(事実)」をいち早く、関連する窓口から情報収集し公表することが大切です。そして、専門家や専門機関だけでなく、身の回りの被害を知る消費者や地域の消費者団体も一緒になり、被害情報について「意見交換・情報交換・検討する場」を行政は検討してください。行政も消費者団体も事業者も発想の転換をしていくことが重要です。なくす会は「消費者市民社会」をめざします。消費者が、社会貢献や適切な環境配慮、適正な素材をもとに事業に取り組む企業を評価する消費者行動をとることで、事業者・自治体を動かし、国を動かす、これが私たちの考える「消費者市民社会」です。

埼玉の消費者行政の充実を考えるシンポジウム

消費者行政充実埼玉会議をはじめ、埼玉消費者被害をなくす会、埼玉消団連、埼玉県消費生活コンサルタントの会、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会の6団体の共催で4月17日浦和コミュニティセンターで開催しました。県内の諸団体や市民、行政関係者等89人が参加しました。

～～ 第1部「消費者被害根絶のための予備知識」～～

松苗弁護士より、改正された割賦販売法と特商法のポイントについて相談事例を交えながら説明がありました。

～～ 第2部「地方消費者行政の充実に向けた制度概要」～～

□開会挨拶

伊藤恭一充実会議代表幹事より「今日は消費者庁設置関連法案の衆議院通過と重なり歴史的な日であること、今後も皆さんとのパートナーシップで役割発揮をしていきたい」、続いて大里定則埼玉弁護士会副会長より「集めた署名数は埼玉が全国一、大幅に増額される消費者行政予算を有効に活用できるよう皆さんの英知を集めることが大切です」と挨拶されました。

□基調報告 (3人の方から報告)

池田理沙加須市消費生活相談員より「一人体制相談窓口の問題点や相談員の悩みなどについて」、赤井久宣内閣府国民生活局消費者企画課課長補佐より「活性化交付金の活用メニューについての紹介」、立川恵子埼玉県民生活部消費生活課副課長より「埼玉県における消費者行政強化のポイントや消費者行政活性化基金(埼玉県は6億円)の活用計画の検討状況について」の報告がありました。

□パネルディスカッション ～～ 「消費者行政一元化の論点と動向」 ～～

松苗弁護士より「今の地方消費者行政にとってどのような活性化事業が必要なのか、活性化交付金で賄えない事業や人件費はどのように対応できるのかなど」をパネリストの皆さんに質問しました。

- 関口消費生活相談員～一人相談窓口でも研修に参加できるように・交換を通さず直通電話を設置して欲しい、広域的な相談窓口体制の確立を期待する。
- 池本弁護士～週4日以上相談窓口体制の確立と一人相談窓口はバックアップ体制強化が必要、地方の消費者団体育成のための財政支援をお願いしたい。
- 赤井氏～人材育成の立場から旅費の支援や相談員養成事業などを重視。要望事項はほとんど基金で対応可能。消費者教育に関しては追加の経済政策の中で重視していきたい。



「消費者行政の一元化を推進する新組織の実現を求める請願書」

21団体のご協力があり 最終集約数11,057筆となりました。

全国では10万筆を超え日本弁護士会を通じて4月27日に参議院に提出されました。

！署名のご協力ありがとうございました！

～低アルコール度リキュール類 誤認および誤飲防止に向けた取り組み～

“なくす会の低アルコール飲料のパッケージ改善要望に対して

サントリー株式会社が2009年4月1日から商品の表示を変更しました”

4月14日の活動委員会にサントリー株式会社から担当者にご出席いただき、「銀座カクテルシリーズ」の表示変更について説明いただきました。

■表示変更点について

- ①キャップ上部に「お酒」と大きく表示
- ②缶表面の「お酒」の表示の色を
黒色ベースから金色ベースに変更
して見やすくしました。

※詳しくはなくす会ホームページをご覧ください。



第5回 理事会報告

2009年3月25日(水)15時05分～17時00分 出席：理事9名、監事1名、事務局2名

《審議事項》

1. 適格消費者団体認定シンポジウム開催概要について、承認されました。
2. 第6回総会について日程、会場、記念講演など、確認されました。
3. 2008年度まとめ(案)と2009年度計画・予算(案)について今理事会での意見を踏まえ、次回理事会に改めて提案することが確認されました。
4. 役員員の補充について、承認されました。
5. 外部調査者の候補選任について、承認されました。
6. 賃貸住宅管理事業者との懇談会の報告と交渉経過の公表と今後の対応について、承認されました。

《報告事項》

適格消費者団体の認定とその後の対応、消費者行政一元化に向けた取り組み、検討委員会、アンケート「消費者被害めやすばこ」まとめ、学習会(2月2日・24日)、内閣府・意見交換ミーティング(3月3日)、会員状況や収支決算状況などについて



第17回 検討委員会報告



2009年3月25日(水)17時43分～19時45分 出席16人
(なくす会理事1人、弁護士6人、消費生活相談員6人、事務局3人)

《検討事項》

- ・賃貸住宅管理事業者との懇談会報告と対応について
- ・携帯電話事業者への改善要望について
- ・活動委員会からの提案・情報提供事案について

*商品事故・契約トラブルにあったときは最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター 川越 TEL049(247)0888

〃消費生活支援センター 春日部 TEL048(734)0999

〃消費生活支援センター 熊谷 TEL048(524)0999

*お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。